

## 監査公表第 12 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年2月27日

大川市監査委員 石 橋 新一郎  
大川市監査委員 宮 崎 貴 仁

### 定期監査の結果について

#### 1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定による監査

#### 2. 監査の対象及び日程

|              |          |   |       |
|--------------|----------|---|-------|
| 生涯学習課        | 令和6年1月4日 | ～ | 1月30日 |
| 図書館          | 令和6年1月4日 | ～ | 1月30日 |
| 中央公民館・文化センター | 令和6年1月4日 | ～ | 1月30日 |
| ふれあいの家       | 令和6年1月4日 | ～ | 1月30日 |

#### 3. 監査の実施内容

監査は、令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次の点に重点をおいて定期監査を実施した。監査に当たっては、大川市監査基準に準拠し、必要な書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

#### 4. 監査の重点事項（評価項目）

- (1) 前回の監査における指摘事項は、改善されているか。
- (2) 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保（調定、収納、現金取扱）は、適正に行われているか、また、支出は、経済的、効果的に行われているか。
- (3) 契約事務は、公正、適正に行われているか。
- (4) 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。
- (5) 財産の取得、管理、処分は、適正かつ効率的に行われているか。
- (6) その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また、業務は、合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

## 5. 監査の実施場所 監査事務局

## 6. 監査の結果

監査対象の事務事業については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、是正又は検討等を要する事項が認められた。その概要は次のとおりである。

### 《生涯学習課》

#### 【指摘事項】

安中公民館補修工事事業補助金において、実績報告書で、教育長の閲覧がなされていなかった。

### 《図書館》

#### 【指摘事項】

大川市立図書館機械警備業務委託において、契約書及び契約書案で、長期継続契約であるにもかかわらず、「予算の削減又は削除に伴う解除等」に関する条項が漏れていた。

### 《中央公民館・文化センター》

#### 【指摘事項】

ア 大川市文化センター大ホール等照明ランプ取替修繕において、契約締結伺書で、3月9日に決裁を受けていたが、契約締結は8日後の3月17日に行われていた。

大川市契約規則に基づき、契約の相手方が決定したときは、当該決定の翌日から7日以内に契約締結を行うこと。

[大川市文化センター消防設備改修（修繕）においても同様である。]

イ 支出負担行為書・同変更書綴りにおいて、3/31起案の大川市文化センター清掃等業務委託にかかる変更支出負担行為書で、教育長、副市長の押印及び市長の決裁印が漏れていた。

### 《ふれあいの家》

#### 【指摘事項】

ア 地下タンク貯蔵所通気管更新修繕工事において、履行期間は10日間を超える契約であったが、着手届、工程表、完了届などの一連の必要書類が徴取されていなかった。

イ 大川市ふれあいの家機械警備業務委託において、契約書で、長期継続契約であるにもかかわらず、「予算の削減又は削除に伴う解除等」に関する条項が漏れていた。